

= 頭部付近といった漠然とした把握法に対しては根本的な再検討の必要性を強く感じるところである。箇条書き的な所見の提示にとどまるため、諸要素の構造的な把握は十分でなく、今後の検討にゆだねられる部分も多い。ただし両遺跡の状況を介して、四国地域にみられる特質の一端を解明できたのではないかと思う。また報告書の考察という性格上、今回は保留することになるが、管玉の問題については他の副葬品との関連性において把握するといった作業が残されており、持田町3丁目遺跡からは重要な情報が提供されている。石鎧の「副葬」行為と同じ次元において検討するとき、集団墓の構造はより一層明確になるであろう。いまはその重要性を強調することで、後考に備えたい。

#### 引用文献

- 林 巳奈夫 1991 『中国古玉の研究』(吉川弘文館)
- 福永 伸哉 1990 「原始古代埋葬姿勢の研究 - 近畿地方を中心に - 」『日本古代葬制の考古学的研究 - 特に埋葬姿勢と葬送儀礼との関わり - 』(大阪大学考古学研究室)
- 福井英治編 1982 『田能遺跡発掘調査報告書』(尼崎市教育委員会)
- 北條 芳隆 1991 「古墳時代成立期における地域間の相互作用 - 北部九州の評価をめぐって - 」『考古学研究』第37巻第2号
- 真鍋昭文編 1995 『持田町3丁目遺跡』(愛媛県埋蔵文化財調査センター)

## 第2節 作業用腰掛けの出現

4章で報告したとおり、第9次調査で出土した腰掛けは、発見時に列島最古の資料として注目された。しかし改めて形態や用途などを加味して吟味するならば、いかなる位置づけが可能なのであろうか。

近畿地方における原始・古代木器類の集成を行った上原真人の所見にしたがえば、本例は「割物腰掛け」に属し、その立面形(正面觀)にもとづく分類案によると、脚部の上端幅と下端幅が差をもたず長方形となるA類にあたり、弥生時代に通有の形態であることがわかる(上原 1997)。つまり本例は、弥生時代に一般的な形態の割り抜き成形腰掛けのうち、最古相の資料に位置づけられるわけである。

### (1) 作業用腰掛けとみられる一群の存在

ところで、本例は脚下端部から座面までの高さが8.9cmしかなく、足を曲げて座るにはまことに不向きな寸法である。こうした特徴は本例のみがもつ特殊性なのであろうか。答えは否である。こうした形態の腰掛けには普遍的な規格であるらしい。表7には各地の事例を掲げた。集成作業は十分ではないが、およその傾向はうかがえるように思われる。各資料の幅や奥行きには大小さまざまなものがあるが、高さについては10cm代のものが多数を占め、20cmを越えないものがほとんどであることも読みとれる。

また個別資料のいくつかを概観したときに気がつくことであるが、庄・蔵本遺跡の資料を含むこれら「割物腰掛け」は、座面についての仕上げの丁寧さが目立つ一方で、全体のつくりは簡素なものが多く、装飾を施すものはきわめて少ないこともわかる。そしていかにも頑丈そうな印象を与え、表情は無骨なのである。また扇崎由氏に教示されたことであるが、岡山県南方遺跡の河道1上層資料については、脚の一端に直径3cm前後の穿孔が施されており、ここに縄紐を通して吊り下げるための細工が施されているのである。持ち運ぶ際の状態や未使用時の保管状態の実状をうかがわせる貴重な資料である。



図125 第9次調査地点出土腰掛け

以上の観察結果をもとに、すべての「割物腰掛け」を一括することはできないものの、高さ10cm内外で簡単なつくりの資料については、実用本意の腰掛けとして一群にまとめられる可能性を指摘したい。

この点に関連して補足しておかなければならないのは、ここに属する資料が弥生時代の全般を通じて確認されることと、いまだ点在的ではあるが、古墳時代中期後半までのものが含まれる点である。つまり上記の諸特徴を備える一群の資料は、数世紀以上にわたって存続したとみる必要があり、この間に寸法や規格上の変化、特に高さに関わる変化は生じなかつたと理解すべき状況なのである。

腰掛けの変遷を高さの増大化という観点で把握し、「割物腰掛け」の後に登場してくる組合せ式で脚部の長い「指物腰掛け」(上原 1993)の成立は、木取りの制約上「割物腰掛け」が宿命的にもつ高さの限界を克服するためであったとする有力な見解もある。しかし「割物腰掛け」に軸足を置いて観察してみると、こうした認識とはやや異なる状況がみられることを強調したい。また腰掛けを権威の威示具ととらえ、その出現の背後に支配者層の台頭を読みとる向きもあるが、腰掛け一般を論じる際には合理的な視点であるとしても、日本列島最古の腰掛けが含まれるところの「割物腰掛け」の一群についてまで、こうした認識を適用することは到底不可能である。かたや10cm程度の高さしかなく、脚部に縄紐を通して吊り下げるといった代物である。このようなものと、権威の誇示に対する指向性とが直結したとは考えがたい。

表7 各地出土の割物腰掛け

府県名	遺跡名	地区・遺構・層位	時代・時期	長さ	幅	高さ	樹種
徳島県	庄・蔵本	旧河道	弥生Ⅰ期	23.8	16.5	8.9	広葉樹
大阪府	西浦橋	第調査区自然河川	弥生Ⅲ期	34.4	32.5	21.0	ケンボ梨
大阪府	東奈良	沼上落ち込み	弥生Ⅲ期	33.0	11.3	12.5	コウヤマキ
大阪府	亀井	井戸SK25	弥生Ⅴ期	25.1	11.4	6.1	
岡山県	南方	河道1下層	弥生Ⅳ期	(27.0)	(11.5)	9.0	広葉樹
岡山県	南方	河道1上層	弥生Ⅲ期	32.0	12.0	9.0	広葉樹
大阪府	鬼虎川	7次調査第13Ua層	弥生Ⅱ～Ⅳ期	38.0	16.0	11.2	クスノキ
大阪府	爪生堂	包含層	弥生Ⅱ～Ⅳ期	45.2	21.0	15.0	
京都府	古殿	第3次E8区	弥生末古墳前	22.2	10.2	6.5	スギ
奈良県	纏向	辻地区土坑4	弥生末古墳前	33.5	9.8	10.4	コウヤマキ
京都府	古殿	第3次調査SD302.303	弥生末古墳前	35.8	16.0	11.2	スギ
大阪府	九宝寺北	ST4001	4世紀	59.3	14.0	17.8	
滋賀県	入江内湖	第6/7層	4世紀	36.8	9.0	10.5	スギ
京都府	古殿	河SD02	古墳前末期	37.2	17.4	13.4	スギ
奈良県	平城宮下層	河SD11000	古墳前末期	28.5	9.0	19.0	ヒノキ科
静岡県	川合	旧河川SR11401上層	古墳中期後半	34.2	(16.2)	13.4	
奈良県	谷	谷筋自然流路	古墳中期末	49.0	21.9	11.0	未鑑定
奈良県	谷	谷筋自然流路	古墳中期末	50.5		13.5	未鑑定

政治的側面などとは別のところからの要請に応じ、こうした腰掛けは考案されたとみるのが自然であろう。

## (2) 作業用腰掛けと原始機

さて、作業用の腰掛けとしての一群の存在を指摘したわけであるが、その用途についてはどのように考えたらよいのであろうか。本来はここで、遺跡での共伴関係を整理しつつ絞り込みを行う作業に移行すべきであるが、この種の木製品の場合、それは困難である。単独の出土例かその対局である場合がほとんどで、後者の場合にはあらゆる方面的の資料が混在しているというのが通例らしい。そのため、状況証拠の積み重ねによる類推法をとらざるをえない。

ところで、実際に高さ10cmの腰掛けをあつらえて腰をおろしてみると、膝をまげて座る場合にはかなりの開脚状態で、しかも上半身を前屈みにしない限り安定しないことがわかる。その一方、膝を完全に伸ばして座る場合には上半身を前屈みにしないでも安定するのである。しかも長時間座ることを想定するならば、後者の場合にのみ、さほどの苦痛を感じないで済む。ちなみに筆者の身長は163.5cmであるから、渡来系弥生人男性の平均身長に近く、こうした「実感」も一応の参考にはなろう。

もうひとつの重要なヒントは、いまのところ庄・蔵本遺跡の腰掛けが年代的に最古だという事実である。<sup>(1)</sup>つまり弥生時代前期に初めて登場する文化要素のなかに、該当する作業形態をとるもののがみいだせれば、それが用途にかんする最有力候補ということになる。

足を伸ばして行う作業で、かつ弥生時代になって初めて登場するものといえば、ただちに想起されるのは機織作業である。原始機と呼ばれる織機を用いた手作業であるが、実は從来からも、こうした作業

には高さの低い尻あて具が必要であると再三にわたって指摘されてきたらしい。弥生時代後期の事例ではあるが、静岡県登呂遺跡発見の腰掛けに対する一連の議論をみれば、その辺の事情がよくわかる（後藤守一 1954）。現時点において、機織りに匹敵する他の有力候補はみあたらないので、まずこの解釈を支持したい。先の「実感」にもよるが、足を伸ばして行わねばならない作業の際に、高さ10cm程度の腰掛けを尻あて具として用いる場合とそうでない場合とでは、姿勢の安定性の面で前者が優れていることは明白だからである。「割物腰掛け」の主要な用途は、第1に機織りの際の尻あて用であったと理解される。

ただし、やはり現時点における機織り関連遺物との共伴例の少なさは気にかかる。明確な共伴事例を今後とも探し求めるほかないのであるが、現状の重みも無視しえない。<sup>(2)</sup>

足を伸ばす作業との比較において、膝をまげる場合に苦痛が顕著に感じられるにしても、作業面が地面であったと仮定した場合には、こうした腰掛けのあるほうがない場合にくらべ、苦痛は少ないことも事実である。実際のところ苦痛の少なさは作業効率のよさに直結するであろうから、ひとたび腰掛けの存在が集落内で周知されれば、足を伸ばして行う作業にとどまらず、地面を作業面としたであろう土器づくりや石器づくりをはじめ、各種の日常的手工芸等の手作業については、尻あて具として広く使用されることになった可能性も高い。したがって、当初は原始機との組合せで列島内の各地にもたらされたが、その後汎用的に用途が拡大されるに至ったのが「割物腰掛け」であった、という復元モデルを補足的修正案として提示しておく。そして、こういった手工芸の主たる部門が専業化されるまでの間、この種の腰掛けは余命を保つことになったと理解したい。

庄・蔵本遺跡第9次調査地点出土の腰掛けは、日本列島における汎用的作業用腰掛けの定着を導く契機となった資料として評価できるのではあるまいか。

## 註

- (1) 庄・蔵本遺跡例と非常によく似たつくりの木製品が縄文時代晚期には登場していることを古瀬清秀先生のご教示によって知りえた（山口県岩田遺跡出土例 - 広島大学考古学研究室保管品）。本例については上面のくぼみが顕著で、座面とみなすことは難しく、台付鉢ないし「槽」として容器に含めて考えたほうが適当であろうと思われるが、制作技法の系譜を考えるうえで重要な情報をもたらすものである。
- (2) 機織り用の腰掛けとする説に反対の主張をおこなうものに竹内晶子の論考がある（竹内 1985）。それによれば、弥生時代の原始機（弥生機 - 竹内）は織り進むにしたがって徐々に身体を前進させる構造のものであり、その際には道具類一式（布巻き具・緯越具・緯打具）をまとめて移動させる必要があるため、腰掛けをも一緒に移動させるのは不都合であるとする。さらに小さな腰掛けでは作業上不安定であるとして、織機に伴う腰掛け説を否定する。この主張に対しては、腰掛けの両側面に把手とみなしうる部分があり、移動の際の工夫が施されている資料が複数存在する事実を強調しておきたい。ただし、遺跡における明らかな共伴事例が確認されないかぎり、この辺の決着もつきそうにない。

## 引用文献

- 上原 真人 1993『木器集成図録 - 近畿原始篇 -』（奈良国立文化財研究所）  
 後藤 守一 1954『登呂』（日本考古学協会）  
 竹内 晶子 1985「織機」『弥生文化の研究5 道具と技術I』（雄山閣出版）  
 中野 宥 1988『静岡・清水平野の弥生時代 - 新出土品にみる農耕生活 - (特別展図録)』（静岡市立登呂博物館）